

令和3年2月14日

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡 和弘 殿

株式会社メディビューティー
代表取締役 久保 瞳
上記代理人支配人 田崎 司郎



回 答 書

2020年（令和2年）12月8日付けにて貴法人より送付されました「照会書」につき、弊社内で検討させて頂いた結果、次のとおり回答させていただきます。

1 照会書「1」について

照会書記載のとおりであり、間違いのないところです。

2 照会書「2」について

照会書記載のとおりであり、間違いのないところです。

3 照会書「第1 照会事項」について

(1) 同「1」から「5」について

ご指摘を頂き、再度冷静に広告の記載内容全体及び一般消費者の観点に立ち戻って判断いたしました。同「1」から「4」までのご指摘が生じる可能性があることも否定できないところです。従いまして、貴法人からご提案頂きました同「5」を参考にさせて頂き公告書面を改めることにいたしました。

(2) 同「6」について

一般他社を参考に比較検討しながら価格設定をしているところであり、公に認められた客観的資料に基づくものではないことは事実です。従いまして「当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料」は無いため、当該表現を改めることに致しました。

3 照会書「第2 照会理由」について

上記より、貴法人のご指摘には全て合理的な理由があり、ここでの照会理由についても異論のないところです。

4 まとめ

既述したとおりご指摘に適うように広告及びホームページの内容を改めることに致しました。早速、改定作業に取り掛かっています。もっとも、改定内容が、瞬時に一般消費者に広告等されるのが一番望ましいのですが、弊社から広告等に至るまで専門の業者が数社関与しておりますためそれも叶わないところです。可能な限り早い時点で改定内容が広告等されるべく関係業者にご協力いただいているところですが、現在判明しているところでは、改定されたところの広告等がされる時期は本年3月初旬位とのことです。

一日でも早くとのご要請はあるものと考え、その実現に向けての働きかけは継続しますが、その点ご容赦の程お願い致します。

回答遅れましたこと深くお詫び申し上げます。今後とも引き続きご指導の程よろしくお願い申し上げます。

以上